農業集落排水事業※
集落基盤整備事業※
中山間地域総合整備事業※
農地環境整備事業※
農業用水保全の森づくり事業※
畜産環境総合整備事業※
農道整備事業※

森林環境保全整備事業のうち、以下のもの※
一　育成林整備事業のうち、林道に係る森林の利用区域面積に対する森林整備の実施予定面積の割合が二十％未満の基盤整備を行うもの
二　林道改良事業
森林居住環境整備事業のうち、以下のもの※
一　フォレスト・コミュニティ総合整備事業
二　山のみち地域づくり交付金事業
治山事業のうち、以下のもの
一　予防治山事業（一級河川若しくは二級河川の上流又は市街地、集落（人家十戸以上のものに限る。）若しくは主要公共施設に対する被害の発生の危険性が著しいと認められる箇所で行うものを除く。）
二　地域防災対策総合治山事業
三　治山施設機能強化事業
四　森林土木効率化等技術開発事業
五　林地荒廃防止事業
六　山地災害総合減災対策治山事業
七　共生保安林整備事業
八　保安林管理道整備事業

地域水産物供給基盤整備事業のうち、以下のもの※
第一種漁港の整備及びこれと一体的に実施する地先の漁場整備（条件不利地域における避難上特に必要な第一種漁港の整備を除く。）
漁場保全の森づくり事業※
漁港漁村環境整備事業のうち、以下のもの※
一　漁業集落環境整備事業
二　漁港環境整備事業
三　漁村再生交付金事業

海岸保全施設整備事業のうち、以下のもの
一　高潮対策事業及び侵食対策事業のうち、以下のもの
イ　農地海岸
おおむね総事業費が五十億円未満又は防護農地面積が五百ヘクタール未満のもの
ロ　漁港海岸
おおむね総事業費が十億円未満又は防護人口が百五十人未満のもの
二　海岸耐震対策事業
三　海岸堤防等老朽化対策事業
津波・高潮危機管理対策事業
海岸環境整備事業

右の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業（次に掲げる事業を除く。）のうち、都道府県又は市町村が作成する事業（実施計画の添付資料に記載されたもの（平成二十二年度の農山漁村地域整備計画に掲げられた事業を含む。）※
一　事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業
二　都道府県又は市町村が作成する事業実施計画の添付資料（平成二十二年度の農山漁村地域整備計画を含む。）の範囲を超えて実施される事業

第六号に該当する事業等
工業用水道に関する事業（取水工事、貯水工事、導水工事、浄水工事、送水工事、配水工事及びダム等の使用又は所有に係る必要な権利の取得等）

第七号に該当する事業等
道路（一般国道（指定区間外の一般国道に限る。この項において同じ。）、都道府県道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道及び資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道に限る。この施策上特において同じ。）又は市町村道（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十一条、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十一条又は過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条の規定による指定を受けた市町村道に限る。）の新設又は改築に関する事業のうち、次に掲げるもの
一　小区間の改良事業
二　交通安全対策に係る事業
三　無電柱化に係る事業
道路（一般国道又は都道府県道に限る。）の修繕に関する事業

港湾改修事業のうち、以下のもの
一　放置艇対策に関する事業
二　既存施設の利用転換、港湾空間の再開発・高度利用化、利便性の向上及び既存施設の延命化のための事業であって、事業規模が五億円未満のもの
港湾施設長寿命化計画策定事業
緑地等施設整備事業
海域環境創造・自然再生等事業
みなと振興計画に基づく事業

広域河川改修事業及び流域治水対策河川事業のうち、以下のもの
流域面積がおおむね五十平方キロメートル未満の河川において実施する事業
特定地域堤防機能高度化事業